

< 会計名 > 補正予算額 担当課 単位：千円

◆ 水道事業会計補正予算(第2号) 上下水道課

収益的収入		151	
・ 営業外収益	他会計補助金	155 千円	人件費補正に伴う補助金の増
・ 営業外収益	雑収益	△ 4 千円	給与改定等に伴う下水道事業からの負担金の補正
収益的支出		1,937	
・ 営業費用	原水及び浄水費	564 千円	水質検査項目の増加に伴い、手数料を補正する。
・ 営業費用	配水及び給水費	1,286 千円	人件費補正及び燃料費に不足が見込まれることから補正する。
・ 営業費用	総係費	△ 3 千円	人件費補正
・ 営業費用	簡易水道費	90 千円	水質検査項目の増加に伴い、手数料を補正する。
資本的収入		16	
・ 出資金	出資金	16 千円	地方公営企業繰出基準の確定に伴う補正
資本的支出		253	
・ 建設改良費	増補改良費	253 千円	人件費補正

◆ 病院事業会計補正予算(第2号) 病院事業管理室

収益的収入		△ 369	
・ 医業外収益	他会計補助金	△ 369 千円	人件費補正に伴う一般会計からの繰入金の減
収益的支出		△ 369	
・ 医業費用	給与費	△ 369 千円	人件費補正

◆ 国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 市民課

歳入		396	
・ 他会計繰入金	一般会計繰入金	396 千円	人件費補正に伴う一般会計からの繰入金の増
歳出		396	
・ 総務管理費	一般管理費	396 千円	人件費補正

◆ 下水道特別会計補正予算(第2号) 上下水道課

歳入		9,289	
・ 他会計繰入金	一般会計繰入金	△ 34,497 千円	人件費等の補正及び消費税還付金に伴う一般会計繰入金の減
・ 雑入	雑入	30,586 千円	消費税還付金に伴う補正
・ 市債	公共下水道債	13,200 千円	管理棟建築本体の耐震補強工事に併せ、基礎杭の補強工事を実施することに伴い補正する。
歳出		9,289	
・ 下水道管理費	下水道総務費	△ 24 千円	人件費補正及び財源補正
・ 下水道建設費	建設総務費	△ 296 千円	人件費補正
・ 下水道建設費	公共下水道建設費	9,609 千円	管理棟建築本体の耐震補強工事に併せ、基礎杭の補強工事を実施することに伴い補正する。給与改定等に伴う節区分補正。
・ 公債費	元金	財源補正	

◆ 介護保険特別会計補正予算(第2号)

福祉介護課

◎保険事業勘定

歳 入 4,103

・ 国庫補助金	地域支援事業交付金	61 千円	人件費補正に伴うもの
・ 国庫補助金	介護保険事業費補助金	1,650 千円	介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する国庫補助金の補正
・ 支払基金交付金	地域支援事業支援交付金	△ 6 千円	人件費補正に伴うもの
・ 県補助金	地域支援事業交付金	30 千円	人件費補正に伴うもの
・ 一般会計繰入金	地域支援事業費繰入金	30 千円	人件費補正に伴う一般会計からの繰入金の増
・ 一般会計繰入金	その他一般会計繰入金	2,306 千円	個人番号制度対応に向けた介護保険システムの改修に要する経費を繰入する。
・ 基金繰入金	基金繰入金	32 千円	人件費補正に伴うもの

歳 出 4,103

・ 総務管理費	一般管理費	3,956 千円	人件費補正及び個人番号制度対応に向けた介護保険システムの改修に要する経費を補正する。
・ 介護サービス等諸費	介護サービス等諸費	財源補正	
・ 介護予防事業費	介護予防事業費	△ 23 千円	人件費補正
・ 包括的支援事業費	包括的支援事業費	170 千円	人件費補正

◎介護サービス事業勘定

歳 入 19

・ 一般会計繰入金	介護予防マネジメント事業費繰入金	19 千円	人件費補正に伴う一般会計からの繰入金の増
-----------	------------------	-------	----------------------

歳 出 19

・ 介護予防サービス費	介護予防サービス費	19 千円	人件費補正
-------------	-----------	-------	-------

◆ 後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

市民課

歳 入 23,418

・ 後期高齢者医療保険料	普通徴収保険料	1,840 千円	平成29年度保険料負担金の精算に伴い保険料を補正する。
・ 一般会計繰入金	事務費繰入金	37 千円	人件費補正に伴う一般会計からの繰入金の増
・ 繰越金	繰越金	21,541 千円	平成29年度保険料負担金の精算に伴い負担金を補正する。

歳 出 23,418

・ 総務管理費	一般管理費	37 千円	人件費補正
・ 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	23,381 千円	平成29年度保険料負担金の精算に伴い負担金を補正する。